

## 新学制下の共学大学の成立とその課題

——早稲田大学の事例を中心に——

湯川 次 義

はじめに

女性の教育との観点から戦前日本の学校教育を捉えると、周知のように家への従属を求める家制度下の性別役割を基盤として形づくられ、男女間の相違が著しい制度であった。その概要を記すと、第一に男女間で教育内容・水準が異なり、高等女学校では良妻賢母の教育理念の下に中学校よりも低水準の教育が行われ、第二に小学校第三学年から高等教育に至るまで男女の別学・分離の教育を原則とし、第三に教育機会が不均等で女性には高等学校・大学の制度は設けられていなかった。戦前にも大学入学の制度化や女子大学の設立が要求されたものの、政府は職業に直結する高等教育は女性には不必要との立場をとり、いずれも容認しなかった。早稲田大学など一部の大学では、政策の許す範囲で限定的に門戸を開放していたに過ぎなかったのである。戦前の大学教育機会の差別について、一九五六年の時

点で日本女子大学教授中原賢次は「男女の本質的差別を基礎としているかのような」峻烈なものであったと評している<sup>1)</sup>。さらに中原は、不平等の背景について、教育行政上だけでなく「社会通念」として女性の人格を認めようという「男尊女卑」の考えが広く浸透していた、と指摘している。

このように戦前の学校教育は、性の別によって人間像や獲得すべき価値が大きく異なり、その上大学教育の機会が閉ざされるなど、女性に著しく差別的であった。そして、このような差別教育は男女分離の形態、すなわち別学制度を基盤に展開されていた<sup>2)</sup>。

しかし、日本国憲法で女性差別の撤廃や家族関係における男女平等が謳われ、その理念の下で機会均等を柱とする民主的な学制が成立し、教育上の差別は法的に完全に撤廃され、男女の教育が平等になった。さらに、別学を認めながらも共学が教育の制度原則とされた。

新学制下の女性の大学教育に着目すると、その機会の承認と共学化の二点が大きな特徴であった。先ず、大学教育機会が制度的に確立したことは、女性にとつては権利の獲得であったと捉えることができる。また、共学制度は教育の民主化や男女の相互理解のために必然的なものと言え、後述するようにGHQのCIE&E（民間情報教育局）は、共学は民主的な「学校教育の再編に欠くことができない一部」との認識で教育基本法への規定化に取組んだ<sup>3)</sup>。全学校段階で共学化が進んだが、とりわけ大学の共学化は女性に進学機会や大学選択の幅、さらには学ぶ学問分野の拡大をもたらすことになったのである。無論、別学としての女子大学が承認された点も改革の重要な成果であり、旧女子高等教育機関の多くは特性教育的要素を残しながらも、民主社会を支える女性像を掲げて大学に昇格した。

新制大学発足時の状況を見ると、教育基本法の共学規定や政策などにより共学化が進展し、文部省の統計では五四年度に共学校が一八四校（約八一％）、女子大学が三四校（約一五％）、男子大学が九校（約〇・〇四％）であり、大学で<sup>4)</sup>

も共学が原則的な位置にあったことが確認できる。なお、共学大学の母体のほとんどは旧男子系学校であった。

言うまでもなく門戸開放と共学は概念が異なり、前者は大学教育が男性に限定されていた状況下で女性に便宜的・制約的に機会を開放したものであり、他方共学大学とは法規的に男女の資格が同等の条件下で、性の別を設けずに入学させ男女が学ぶ大学を意味する。

本論文では、四年制大学を対象とするが、その多くが共学化し、女性の大学教育が共学大学を中心に進展した点に着目し、その全般的な事実を把握するとともに、早稲田大学の共学化を事例的に考察する。また、必要に応じて女子大学にも触れることとする。先行研究との対比で本論のテーマに着目する理由を記すと、第一にこれまで共学に関する歴史研究は中等教育段階に集中した感があり、大学の共学化は重視されてこなかった。第二に、女性の大学教育の歴史については、女子大学の成立に焦点化した研究が多く、大学の共学化や共学大学での女子学生についての研究は未開拓であった。また、共学大学沿革史では女性に関する記述は乏しい。<sup>5)</sup>こうした研究状況を踏まえ、拙著『戦後教育改革と女性の大学教育の成立』では女性の大学教育の制度的成立に加えて、共学大学・女子大学が並立した点、特に教育の行方の二点に焦点をあてて考究したが、本論文では改めて女性の大学教育における共学制の成立と意義、さらには発足時に抱えていた課題を考察する。

具体的には、第一に女性の大学教育機会の開放の歴史を戦前・戦後を通史的に見るため、一事例として早稲田大学での旧学制下の開放の事実を確認する。第二に、教育改革期における文部省の共学に対する姿勢、さらには個別大学の共学化の背景や論理を明らかにし、第三に新制早稲田大学の共学化と女子学生の在学状況や解決課題を検討する。

なお、本論文で検討する四年制共学大学の発足時に生じていた女性をめぐる課題は、これに続く論考、すなわち①早稲田大学と他大学の比較に基づく六〇年代を中心とした女子学生の在学状況の検討、及び早稲田大学における

②六〇年代初期の「女子学生亡国論」論議などの考察、③七〇年代に至る女性教職員についての数的分析、の前提として位置付くことになる。本論文とこれらの論考は、共同研究的に議論を進めたが、個別論文は各人の責任で執筆したことを付言しておきたい。

## 一 旧学制下の開放状況と早稲田大学の対応

### 1. 旧学制下の女性の大学教育機会

既述したように戦前の旧学制の下で、大学で学ぶ機会は基本的に男性に限定されており、初めて女性に門戸が開かれたのは一九一三年の東北帝国大学理科大学（理学部）においてであり、三人の女性が入学した。しかし、この開放も文部省の政策に基づくものではなかったことから、一度限りに終わることになる。その後、新たに大学で学ぶ女性の姿が見られるのは一七年の北海道帝国大学での選科生としてであり、さらに正規の学部学生としては二三年の東北帝国大学と同志社大学においてであった。大学入学の前提である旧制高等学校・大学予科の門が閉ざされていたことから、女性は定員に満たない場合の第二次入学資格者として認められたに過ぎず、しかもこの資格者に女性を含めるか否かも個別大学の判断次第であった。さらに、女性の大学進学要求も低いことから門戸開放は低水準で推移し、四年の時点で大学院も含めて女性の在籍を認めていた大学は一九校で、八七人が学部学生、八人が大学院学生、一八人が聴講生などの生徒として学んでいたに過ぎなかった。<sup>(6)</sup>

四五年の敗戦後の状況としては、GHQの婦人解放政策の下で、政府も政策を転換させ、文部省は「女子教育刷新要綱」で大胆な改革案を示し、四六年の大学総長会議などで門戸開放を促した。その結果、東京・京都帝国大学、慶

應義塾大学などで新規に入学を認めた。また、憲法改正動向の下で、専門学校や高等学校の一部が女性に門戸を開放した。<sup>7)</sup>

## 2. 旧学制下の早稲田大学の対応

こうした旧学制下の女性の大学教育への開放の歴史において、早稲田大学は開放に積極的に取り組んだ大学の一つであり、筆者は本記要に二つの論文をまとめた。<sup>8)</sup> その成果などを踏まえ、大正デモクラシー期から四九年の共学化までの対応過程を簡単にまとめると、第1表のようになる。この過程は、開放の程度に応じて四段階に区分できる。

第一段階は一九二〇年前後の時期であり、当時としては先進的な試みである学部学生としての開放を大学昇格時に構想したものの、文部省の反対により挫折し、結局二二年に聴講生としての開放に留まることになった。その後、二二年四月に『早稲田高等女学講義録』を発刊し、また夜間の各種学校である早稲田工手学校では、二六年九月に試験的に二人の女子生徒を入学させた。さらに、三三年には大学院への入学を認めている。第二段階は、三九年に学部学生として開放した時期であり、高等学院修了者が進学した後の第二次入学資格で入学を認めた。この開放で注目すべき点は、他大学の場合には女性が入学できる学部・学科に制

第1表 早稲田大学における女性への対応

年 月	早稲田大学の対応
1919年	学部学生としての門戸開放を計画
1920年4月	大学令による早稲田大学となる
1921年4月	聴講生として女性の学習を認める
1922年4月	出版部、『早稲田高等女学講義録』を発行
1926年	附属早稲田工手学校予科、女性の入学を認める
1933年	大学院、女性の入学を認める
1939年4月	全学部を女性に開放
1946年4月	高等師範部（専門学校）、女性に開放
1949年4月	新制早稲田大学を設置、共学大学として発足

限が設けられていたが、全学部を開放したことであった。第三段階は敗戦直後であり、復興期の教育改革の流れに沿って、四六年に高等師範部が女性の入学を認めた。しかし、高等学院や専門部などは門戸を閉じたままであった。そして、第四段階は新学制発足の時期であり、男女が平等な資格で入学する共学大学となり、今日に至っている。

では、このような段階をたどった早稲田大学の対応において、女性の大学教育に対する期待や理念はどのようなものだったのだろうか。第一段階の一九二〇年前後の開放計画においては、大正デモクラシー期の女性論の特徴をもち、人格的に男女は対等との認識に立ち、機会均等的な観点から開放を試みようとした。この構想に関連して、大隈重信が日本女子大学校設立（〇一年）に際して創立者代表者として尽力し、また前学長高田早苗が文部大臣として女性の大学教育の制度化も含む「大学令要項」を立案（二五年）するなど、大学首脳が女性の高等教育に強い関心を示していたことに注目したい。無論、一九年の構想の主な背景としては、民主的傾向や婦人問題への着目といった大正デモクラシーの時代状況があった。しかし、それ以前の大隈や高田の女性の高等教育への理解が、少なからずこの構想に影響を及ぼしたと推察できる。ここでは、この点を言及するにとどめたい。

次に、第二段階である三九年の学部学生としての開放の論拠は、「東亜」の新秩序建設のために「文化戦線」で活躍する指導的女性の育成をねらいとするものであり、戦争遂行という国家目的に沿った開放であった。

第三段階の敗戦直後の四六年の高等師範部の開放理由を見ると、婦人参政権の実現や女性の社会的地位の向上を受け、新たな社会の建設への女性の責務を強調していた。ことに、学科目として女性史や婦人問題を設けた点は新時代の先取りとして注目される。さらに、国レベルで新学制が模索され始める以前の四六年三月の『早稲田大学新聞』には、後に触れるように、女性の大学教育を進展させようとする多様な論が掲載されていた。<sup>10</sup> それに続く第四段階の共学化の理念は、言うまでもなく日本国憲法下の男女平等である。

## 二. 新学制の共学化政策と大学の共学化

### 1. 共学の規定化と文部省の方針

既述したように、新学制の下で女性の大学教育機会の承認と共学化が実現したことは、大きな意義をもつものであった。大学教育上の女性差別撤廃については、四六年三月のアメリカ教育使節団の勧告、教育刷新委員会による論議を経て、憲法第一四条の男女平等規定、教育基本法第三条の機会均等規定などにより実現した。さらに、憲法第二六条第一項の教育を受ける権利規定にも注目すべきであり、四七年の時点で憲法学者美濃部達吉が第一項は両性が「能力に依じて」大学で学ぶ機会を「権利」として定めたものと解釈し、女性の大学教育に言及していた点は重要である。また、学校教育法でも立法趣旨に機会均等や男女差別の撤廃を含み、さらに戦前のように大学入学資格や順位に男女の別は設けず、全く同一のものとした。このように、女性の大学教育機会が制度化され、男女平等となったことはまさしく大学教育史上の一大画期であった。

次に、大学の共学化について検討すると、男女別学が徹底されていた戦前においても、与謝野晶子や小泉郁子は共学の意義や有用性を強く主張し、さらに慶應義塾長鎌田栄吉や東洋大学長境野哲は門戸開放による共学化の重要性を説くなど、共学への理解が一定に深化していた。<sup>12)</sup>そして、それが学校教育の原則的位置を占める契機となったのは、四六年のアメリカ教育使節団による勧告とそれを推進したCIEE教育課の活動であり、さらには翌年の教育刷新委員会での論議であった。なお、CIEE教育課は日本人への共学の啓蒙に努め、例えば四六年七月二九日にドノヴァン(Eileen R. Donovan)は早稲田大学で「合衆国における男女共学」について講演している。<sup>13)</sup>

このような流れを受けて、四七年三月に共学を規定した教育基本法が制定された。第五条「男女共学」では、前段で男女の相互尊重や協調の必要性を説き、後段では「教育上男女の共学は、認められなければならない」と規定した。共学は女性の大学教育にも大きな意味をもったが、この規定をめぐる文部省の姿勢は如何なるもので、また文言がなぜ「努力義務」的表現にとどまったのだろうか。以下、文部省が教育基本法への共学の明記に強く「抵抗」した事実に着目し、同省の共学に対する政策や姿勢の一端を明らかにする。

四六年一月一四日に文部省が〇〇〇に示した同規定の原案では、見出しが「女子教育」であり、後段では共学に言及せず、教育上「原則」として「平等」に扱われるべきとの機会均等的な表現にとどまっていた。その後、一月中旬から一二月にかけて両者は数回の交渉を重ねたが、文部省は共学の文言明記に強固に抵抗を続けた。<sup>15</sup> 一月二日に文部省が示した修正案が「両性の特質を考慮」しつつ、「同じ教育が施されなければならない」であったことから明確なように、<sup>16</sup> 同省は一定の特性教育は必要と考え、さらには「共学」の字句の規定化は学校教育全般で奨励することを意味することになるとして、抵抗し続けたのである。一方、既述のように〇〇〇は、共学は民主的な「学校教育の再編に欠くことができない一部」との認識であり、規定上に明確な形で共学に言及するよう強く迫った。

CIEは共学を原則とすべきとの考えではあったが、その上層部は一律に義務化することは争わない方針であり、文部省もこのような〇〇〇の意向を確認すると、一月末の時点で規定化を受入れた。<sup>17</sup> そして同省は、全面实施ではないことを示す意味で、共学は「認められなければならない」と努力義務的表現で規定したのであった。その後同省は、民主国家の基盤としての男女の敬重・協力を可能にする「教育上いちばん手近な方法」が共学であることから、共学を尊重し奨励すると解説していた。<sup>18</sup> しかし、第五条は共学の実施を妨げることを禁止したもので、共学を強制するものではないとも説明している。<sup>19</sup>



文部省が全面実施に反対した理由は、後期中等教育段階では特性教育も必要との認識をもっていたことや旧制度下の習慣や社会的事情を踏まえないとの考えによるものであった。<sup>(20)</sup> このため、文部省では基本法への共学規定化を承諾した後にも抵抗を繰り返した。すなわち、四六年一月末から翌年六月にかけて〇[8]巴は共学をスムーズに実施させる意図で「共学パンフレット」を作成するよう指示したが、文部省はそれを配布することにより共学が「法律的な義務」と国民に「受け取られる」ことを懸念し、かたくなに抵抗した。<sup>(21)</sup>

大学段階での共学に着目すると、学校教育局長日高第四郎は四九年四月の衆議院で、女性の高等教育を「振興」させるために国立女子大学二校を設けるものの、それ以外の「新制国立大学は、男女共学」を原則にすると説明していた。<sup>(22)</sup> 日高によれば、小学校や大学では支持するが、高等学校段階では「学校当事者と父兄の意見」や準備が熟したうえでなければ賛成できないとの見解であった。<sup>(23)</sup> 文部省が大学段階での共学に積極的であった理由は資料的に確認できないが、戦前の門戸開放の経験やこの年齢段階の共学には弊害が少なくと捉えていたためと推察される。無論、文部省は女子大学の設置にも積極的であった。

ともあれ、国立大学では政策面から共学化が進められ、また公私立大学では設置者の判断で選択されることになり、実態としては多くが共学化したのであった。なお、女子大学の場合も国立二校を除いて、設置者の判断により別学校が選択されている。

## 2. 大学共学化の要因と論理

### (1) 設置主体別に見た共学化とその要因

一九四九年時点で見ると、新制大学中約七八%は共学大学であった。このように多くの大学が共学化した要因は基

本的には法規や政策によるものであったが、新制大学としての発足時の個別的な事情も存在した。先にも触れたように、共学大学のほとんどは旧男子系学校を基盤に編成されたが、法規や政策以外の共学化の主な要因は、第一に旧女子高等教育機関も統合して大学を編成したことであり、第二は旧学制下の門戸開放を継続・発展させたことによるものであった。

次に、国公立大学の別に共学化の要因を具体的に記す。拙著ではやや詳細に分析したが、ここではその要点を記す。国立大学の場合、文部省は二女子大学を新設する以外には共学を原則としたため、商船・水産・工業系などのごく一部の単科系大学を除いてほぼ全面的に共学化した。国立大学の共学化で最も多い事例は、専門学校・師範学校等を統合した大学（岩手大学など四七校）であり、師範学校女子部と同男子部を統合し、各県に一校の割合で教員養成学部を設けて大学を編成したことが共学化の大きな要因となった。これらの学部には、比較的多数の女子学生が在籍していた。次いで多いのが旧学制下の門戸開放を継続・発展させた大学であり、旧帝国大学七校、東京教育大学と広島大学はこの類型に属する。旧国立単科大学を中心に編成した東京工業大学・一橋大学は新学制下で共学化した。

公立大学の共学化は、女子専門学校を含む高等教育機関の統合によって実現したが、例として東京都立・大阪府立浪速大学など五校をあげることができる。その他、単独で共学化した例として岐阜薬科大学、神戸市外国語大学など一〇校ほどが確認できる。また、女子大学を選択した公立大学も四校あった。

私立大学の場合は、①旧制大学を中心とした複数の男子高等教育機関の統合、②男女高等教育機関の統合、③単独での大学転換に大別でき、ほぼ共学化した。①の大学には、旧制大学を中心に編成した大学（慶應義塾・明治・法政・日本・早稲田・同志社・関西学院大学など）と複数の男子専門学校を統合した大学（関東学院・福岡商科大学など）があるが、前者は戦前からの開放大学が多数であり、開放を継続・発展させて共学化したと見ることができるとおもわれる。なお、女子

専門学校を併設していた同志社大学と明治大学の対応が注目され、同志社では女子大学に、明治では女子系短期大学に転換させ、別学系も維持した。<sup>(23)</sup> ②には青山学院大学や東京薬科大学などがあるが、青山学院では女子の学校の一部を統合して共学化した。<sup>(24)</sup> ③の大学（明治学院・東京理科大学など）は新規の共学化であった。

この他、私立医学・薬学専門学校では複雑な動きが見られた。三校の女子医学専門学校は旧学制下の四七年に旧制大学予科を設けたが、唯一帝国女子医学薬学専門学校の医学科が共学化した。なお、同専門学校では四九年に薬学科を、さらにもう一つの理学専門学校も創設時から共学大学化（東邦大学）した点で注目される。<sup>(25)</sup> このような事例は同大学だけであった。また、女子薬学専門学校の場合は、五〇年度の時点で見ると、共学化したのが四校で、別学校が三校であった。共学校中三校は同一法人の男女別専門学校の統合であり、また大阪薬科大学の場合は入学者確保の観点から専門学校時に共学化していた。

なお、補論的に旧女子高等教育機関の新制大学への転換状況を確認しておきたい。五〇年までに四年制大学に転換した旧女専・女高師の四四校中三三校<sup>(26)</sup>が当初は女子大学となり、一一校が男子系学校と統合して共学大学となった。四年制大学に転換した旧女子系学校の七五%が女子大学を選択したことは注目すべき事実であり、旧男子系学校の選択とは対称的で、この点が戦後教育改革期の女子大学の特徴を形成する一要因となった。

## (2) 共学化の論理

戦後の旧学制下の門戸開放の場合、その理念は明確に示されており、例えば四六年に女性の入学枠を拡大した法政大学では、婦人参政権が認められた時代において「女子向学心」の一層の昂揚に込めたいと説明していた。<sup>(27)</sup> しかし新制大学の場合には、個別大学での共学化の理由や論理を明確に記す資料は極めて少なく、例えば早稲田大学や北海道大学で新制大学の編成を議論した会議でも、共学化について深く議論したことは確認できない。<sup>(28)</sup>

こうした事実は、法規上大学入学資格が男女同一となったことから、旧男子系高等教育機関では、女性の入学を認めない理由は無くなったと捉え、さらには政策面での共学化策を受け、積極性の度合いに違いがあったものの、特段の議論も行わずに共学化を進めた結果と理解できよう。特に国立大学の場合は国の方針を受けての共学化であることから、その論議は乏しかったと推察できる。このことは、大学設置認可申請書に共学であることを記す例が、都立大学や青山学院大学などに限られていたことから明らかにする。共学化の理由を記す資料は乏しいが、次に法規や政策以外に共学化を進めた大学側の論理を探る。

共学化の理由としては、第一に日本国憲法の男女平等の理念や民主社会の建設といった理想を大学教育により実現させたいとの認識があったと考えられる。その例として、四八年設置の同志社・関西学院・立命館・関西大学による「四大学共同広告」をあげることができ、ここでは新制大学においては「男女共学により、民主的国家的文化建設のため、協和と勤労を重んずる教育の機会均等を原則」にすると表明していた。<sup>(29)</sup>このように、一部の大学では共学によって積極的に女性の大学教育を担おうとした点が注目される。さらには四六年段階ではあるが、早稲田大学教授上坂酉三は社会が男女によって形成・運営されていることから、共学が「遙かに有意義」と説いていた。<sup>(30)</sup>このような積極的共学論は、資料的には数が少ないものの、一定数の大学人の共学理解を示すものと言えよう。

この他、女性の大学教育を女子大学という形で実現することへの懸念をもつ大学関係者も少なからずいた。すなわち、四九年の都立大学設置に際して、女子大学といった幅の狭い大学は設けたくないとの主張が見られたように、<sup>(31)</sup>旧女子高等教育機関の限定的な専門分野やその学問水準への疑問が存在したのであり、このような懸念が女性の大学教育は共学で実現したいとの思いを深めさせたと言えよう。実際、新制女子大学では、旧来の性別役割観を大きく転換させずに、家政学部に象徴されるような特性教育的要素を重視した例が多く、全体的に見て日本独自と言える性格をもつ

大学が少なくなかった。<sup>(32)</sup>この他、公立大学の共学化においては、少数ではあったが公費で設立・維持する大学で性別を設けることへの批判もあった。<sup>(33)</sup>

他方、消極的共学論も多く、その一端を学習院での議論から読み取ることができる。すなわち、新学制への対応を協議した学習院の「教育委員会」（四七年一〇月）で、院長安倍能成は「共学を妨げず」とし、消極的理由で女性の入学を容認する方針を示した。<sup>(34)</sup>その背景には、併設女子高等科の「研究科」を女子大学に転換することが財政的に不経済であれば、「男子大学の施設を十分」にし、「女子は之に寄らしむべきなり」との状況があった。このような論は共学化ではなく、門戸開放論に近いと捉えることもできる。

全体として共学化の論理は、憲法の男女平等規定への理解が浸透しており、さらには法規や文部省の政策の影響を受けていたことが分かる。しかし、個別大学の事例を検討すると明確な理念を示した共学化は少なく、多数であったのは男女教育機関の統合の結果や消極的な容認論であり、女性の入学も認めるという色彩が濃かったと捉えることができる。<sup>(35)</sup>他方女子大学の場合は、別学選択の理由やその有効性を明確に論理づけていた。<sup>(36)</sup>

### (3) 数的に見た女子学生と共学化の意義

女子学生数は、四七年四月の時点では四六二人（生徒も含む）に過ぎなかったのに対し、<sup>(37)</sup>多くの新制大学の完成年度である五二年度には女性の学部学生数は四万人を超え、急激に増加していた。増加の背景には、専門学校や師範学校などの非大学が大学に転換したことに加え、憲法の平等規定や社会の民主化に伴った女性の進学意欲の向上があった。しかし、その進学率は男性と比して著しく低かったことに留意したい。

では、これらの四年制大学で学ぶ女子学生は共学校、別学校のどちらに在学していたのだろうか。こうした統計は不備であることから、五四年時点の共学大学（一二二校）・女子大学（三四校）の別に筆者なりに概算した結果、前者

には約三万七、六〇〇人、後者には約二万九、五〇〇人の女性が在学していた。<sup>(38)</sup>五四年時点で、女子学生の八〇%が共学大学で学び、女子大学の学生数の約一・九倍であった事実は注目すべきであり、その後の女性の大学教育が共学大学を中心に発展する基盤がこの時期に形成されたと言える。すなわち、女性の高等教育の主体が戦前の女子教育機関から、戦後教育改革により共学大学へと転換したのであった。しかし、共学大学に問題が内包されていたことは後に指摘する。

ともあれ、共学化の意義を大学教育に限定して記すと、第一に旧男子大学などの多数が共学化したことにより女性の大学教育機会が著しく拡大したこと、第二に社会科学系や自然科学系の学問が女性に開放されたことが指摘できる。さらには、青年期後期の男女が共に学ぶことによる人間形成上の効果も重要な意義と言える。

共学化が女性への学問の開放をもたらした点に説明を加えると、戦前の女子高等教育機関の専門分野はほぼ家政、文学、医学・薬学に限定されており、女性がこれら以外の学問を学ぶ機会はほとんどなかった。しかし、新学制の下で旧男子総合大学などが共学化したことにより、女性もその意思次第で社会科学系や自然科学系などの幅広い学問分野を学ぶ機会を得たのであった。その数は少なかったが、五四年の時点を見ると、二、七〇〇人近くが「法政経商」の分野を、一、四三〇人程が理学・工学の分野を共学大学で学んでいた。同年度に女子大学で学ぶ女子学生の約八五%（約一万七、〇〇〇人）が文学と家政を学んでいた事実<sup>(39)</sup>を踏まえると、共学大学が女性に学問の開放をもたらしたことが明確になる。しかし、後述するように、社会科学系や自然科学系分野に進む女性は少なく、その学部選択にジェンダー特有的傾向が強く見られたことも指摘しなければならない。次に、個別大学の共学化の事例として早稲田大学の場合を検討する。

### 三、早稲田大学における共学化の背景と共学の諸相

#### 1. 共学大学としての発足

早稲田大学は戦前に女性への門戸開放に積極的に取り組んだが、戦後の四六年三月の『早稲田大学新聞』に女子大  
 学予科の設置など徹底した制度改革を求める要望、さらには一教授による男女協同の面から共学の有効性を唱える論  
 が掲載されていた。<sup>(40)</sup>このように、同大学関係者の間には新学制確立以前にも女性の大学教育に積極的な提言が見られ  
 た。

しかし、既述したような新制大学発足時の共学化の論拠の不明確さは、早稲田大学の場合も他大学と同じであつ  
 た。新制早稲田大学は旧制大学を中心として専門部、高等師範部、専門学校、さらには二つの大学予科を統合して成  
 立したが、その構想は「教育制度改革委員会」などで議論している。<sup>(41)</sup>しかし、これらの委員会記録では女性の入学や  
 共学化については特に言及していない。このような事実から判断して、早稲田大学では戦前からの門戸開放を基盤と  
 しつつ、憲法の平等規定や大学入学資格に男女の別が無くなったことを受け、共学化は当然との理解で新制大学を構  
 想したと考えられる。この点は、設置認可申請書や四九年度の入学・編入「試験要項」に、特に共学であることを明  
 記していないことや、入学資格規定（学則第三七条）は単に高等学校卒業者として性の別は設けていないこと、から  
 も確実と言えよう。<sup>(42)</sup>また実態としても、四九年の発足時に女性の第一学年への入学に加え、第三学年に女子専門学校  
 卒業者が編入した事実が確認できる。<sup>(43)</sup>

このように、早稲田大学は共学大学として発足したが、総長島田孝一は四九年の昭和女子大学開学式の式辞におい

て早稲田大学の様子に触れ、女子学生が徐々に増えて一、〇〇〇人近くが在籍すると説明した後、「矢張り男子の大学として始まりましたものが戦後の制度の改革」により共学化したものの、「どうも純粹の女子の方だけの大学のようにはいかないと考えます」と述べている。<sup>(45)</sup>この発言は、学制改革により男子大学から共学大学へと転換し、多数の女性が入学してとまどいが生じていたことを示すものと理解できよう。

この他注目される点として、四八年三月に総長に対して「女子学部設立に関する建議書」が提出されたことがある。この建議では、女性だけを対象とする学部の必要な理由について、共学制を支持しつつも共学では「男子の爲めの教育が主」となることなどをあげている。同案は人文学部案に対抗する目的で急遽作成されたもので、実現はしなかった。<sup>(45)</sup>

## 2. 早稲田大学における女子学生数と学部選択

新制早稲田大学での女子学生について数的に検討する。この時期には統計資料が少ないが、五一年度入試結果を伝える『早稲田学報』によれば、第一学年への女性入学志願者数は昼間部七〇五人、夜間部一一四人の計八一九人（二・二四％）であり、入学者は昼間部三三五人（四・六％）、夜間部五五人の計二九〇人（四・六％）であった。<sup>(46)</sup>また、昼間部・夜間部を合わせた女性の入学者・編入者数は第一学年二九〇人、第二学年九人、第三学年二六人の計三二五人であり、同誌は今年度の「女子学生の増加は注目すべき現象」と評している。

次に、五四年度の女性の在学状況を全国の大学の中で捉えると、最も多いのが早稲田大学の一、三三四人であり、日本大学六七六人、明治大学六二九人、同志社大学五六五人と続いている。<sup>(47)</sup>これらの私立大学は規模が大きいことなどから、国・公立大学をしのぐ数の女性が在学していた。しかし、その数が最多の早稲田大学でも、五四年度には



一、三〇〇人程度に過ぎず、この時期の女性進学者数は極めて少なかったことが分かる。戦前の四〇年には女性の高等教育進学者率は一・二%で、五〇年には三・一%と増加しつつあったものの、依然として低水準にあり、同年の男性の進学者率一四・五%とは一一・四ポイントもの差があった。女性の大学進学者率（短期大学を含む）が五%を超えるのは六一一年、一〇%に達するのは高度経済成長期の六九年であり、男性のそれと大きなタイムラグがあった。

とは言え、六〇年代に入り共学大学での女子学生数が急増し始めたのは事実であり、早稲田大学の場合は六〇年に二、一〇〇人を超え、六五年に三、九五〇人となった。

また、新制大学発足時の特徴として女子学生の学部選択上の著しい偏りを指摘できる。早稲田大学の五一年度の学部別志願者を見ると、第2表と第3表に示したように第一文学部が圧倒的に多く、女性志願者の五五・四%を占めており、夜間部でも同様の傾向にあった。政治経済、法、商、理工の各学部への志願者は極端に少なく、学部選択に女性のジェンダー特性が著しくあらわれていた。この時期の入学者は既に新制高等学校で男女同一の教育課程を学んでいたにもかかわらず、このような傾向が見られるのは、女性自身や社会に特性教育観が根強かったためと理解できる。

第2表 昼間学部女性志願者・入学者数（1951年）

学部名	第一政経	第一法	第一文	教育	第一商	第一理工	計
志願者	31	42	465	127	19	21	705
入学者	7	10	149	61	6	2	235

〔早稲田学報〕第614号

第3表 夜間学部女性志願者・入学者数（1951年）

学部名	第二政経	第二法	第二文	第二商	第二理工	計
志願者	5	13	90	5	1	114
入学者	2	7	42	4	0	55

〔早稲田学報〕第614号

学部選択の偏りはその後も見られ、五四年度の昼間学部に限ると、在学者数は文学部五五七人（二五・四％）、教育学部三三七人（二八・八％）であるのに対し、理工学部二一人（〇・七一％）、政治経済学部二九人（〇・九七％）という状況であった。<sup>(49)</sup>このような文学部への集中が六〇年代初期に一層顕著となり、一部教員から女子学生亡国論が唱えられることになる。

### 3. 初期の女子学生の学習環境と諸相

共学化は新たな試みであったため、女子学生だけでなく大学や男子学生の側にも不慣れた対応が生じていた。このことは既述の総長島田の昭長女子大学での式辞にも見られたが、早稲田大学を中心に女子学生の置かれた状況や問題点を探り、共学の実態的側面と問題点を明らかにする。

トイレなどの物的条件面での受け入れ態勢の不備や女性への配慮不足は、旧制度下と新学制下を問わず存在した問題であった。まず旧学制下の事例として、四六年一月段階の<sup>(50)</sup>の要求による調査への各大学の報告内容を見ると、「女子学生控室」を備え「休息所」にあてている（同志社大学）との報告もあったが、むしろ「入学者少数」であるため特に「厚生補導の対策の必要を感じず」（九州大学）、別に「対策は講じていない」（中央大学）のように、配慮が希薄な大学が多数であった。<sup>(50)</sup>また、同年六月に東京帝国大学の女子学生は懇談会を開き、「衛生施設の完備（便所の区別、掃除等）」や女子控室設置などを要望し、さらに四八年五月の関西大学の学生大会でも「化粧室」の設置が求められた。<sup>(52)</sup>

次に、早稲田大学の事例を見ると、四七年二月の『早稲田大学新聞』は、設備は「万事これ女子向きに出来てない」と指摘しつつ、一理事が「財政ひつ迫のため」改善は望めそうにないとの見通しや、できるだけ早く「化粧室のよ

うなものを文学部」に設けたいと述べたと伝えている<sup>(53)</sup>。これに対して女子学生は、元来「男子の学校」であるため施設の不備などは「仕方がない」が、「控室の一つぐらいはほしい」と語っている。戦後の財政難は施設全般の不備をもたらしていたが、女子学生への配慮が不足していたのも事実であった。

新制の共学大学となっても、女性用施設など学内環境の整備は容易には進まなかった。このため、その改善を求める目的などで、五三年九月二日から四日までの日程で「全日本女子学生大会」が開かれた<sup>(54)</sup>。共学大学の学生からは「授業の不平等、就職難、施設不備、恋愛の問題」が、女子大学の学生からは「授業内容の貧困、自治会への弾圧、寮の封建性」が訴えられている。大会の模様について『早稲田大学新聞』は、「すべて女子学生であるため」に遭遇する問題が出されたと評している。この他、五四年四月末に早稲田大学の女子学生は「女子学生特有の問題」の解決を目的として、学部を越えて「早大女子学生の会」を結成し、「寮・洗面所など」施設面の改善を大学に要求することなどを話し合っている<sup>(55)</sup>。

施設面などの不備は、共学化論議が乏しいまま女性を受け入れた結果でもあったが、さらには大学側の女子学生への認識が従来そのままであることにも起因していた。その一端を示すと、四八年春の京都大学での総長らと女子学生との懇談会では、講義中に教員から「オールドミス」の話が出たり、優秀な女性は結婚相手に「カスをつかむ」との発言があった、との批判が出されている<sup>(56)</sup>。この事例は、大学教員の女性観や男性中心の意識が変革されずにあったことを物語るものであり、他大学でもほぼ同様な状況であったと推察できる。

男性中心の大学に入学した女性への配慮は、CI&Eも求めていた。早い時期の動きとして、既述のGHQが依頼した四六年一月の文部省調査では、女子学生への「厚生補導の対策」が設定されていた。この他、四八年一〇月二五日にホスプ (Halan Hosp Seannans) が東京大学を訪問し、女子学生への「補導」などを総長と懇談している<sup>(57)</sup>。この会談に

は三人の女子学生も加わり、「女性の社会進出に向けた職業指導」も話し合われた点が注目される。

共学体験なども重要な検討項目ではあるが、拙著に詳しくまとめたので、ここではその一部を記す。旧学制下の共学体験で注目されるものとして、「封建的」で「女が勉強したり向上することは意見としては賛成」するが、いざとなると「自分に黙ってついてくるような女を好む」(早稲田大学高等師範部)、「男はどうしてこんな殺風景なところで勉強出来るのだろうか」(東京大学)などがあげられよう。<sup>(38)</sup> 男子学生にとっても共学体験が乏しく、女性と共に学ぶことに不慣れた状況が語られていたと言える。しかし、新制大学発足後数年を経ると中学や高校で共学を体験した男女が入学するようになり、大学での共学も次第に新奇なものではなくなっていく。<sup>(39)</sup>

最後に、この時期の女子学生の就職が極めて困難な状況にあった点について簡単に言及する。その一例を示すと、五五年九月の『早稲田大学新聞』は「女の子は消耗品」との記事を掲げ、翌年三月に卒業予定の女子学生三六五人(四年生三一八人、過年度生四七人)の就職内定状況が振るわないことを伝えている。<sup>(40)</sup> 特徴的な点を摘要すると、①ある放送局の「女の子は消耗品です」との発言は「まだいい方」で、女性の採用は「念頭」にない会社が「大部分」であること、②「縁故」で採用されても「結局お茶汲み程度の仕事」か「腰掛け程度にしか考えられていない」などと指摘し、多くの女子学生は就職を希望しているが、「求人はいあまりにも少ない」とまとめている。

## おわりに

最後に、大学において女性が直面していた課題を数点提示する。これらの課題は、早稲田大学で見られたものではないが、ほぼ全国的に共学大学が抱えていた問題でもあった。まず学習環境の未整備であり、その主な要因は無自覚

の共学化と大学人の女性意識が旧態依然のままであったことによる。さらには、この時期には進学率が男性のそれよりも著しく低く、またジェンダー特性的な学部選択が強く見られ、学問の開放も実態としては十分ではなかった。また、就職面で女子学生は極めて差別的な状況に置かれていた。

こうした諸課題を抱えた中で、六〇年代に入って女子学生亡国論が主張され始めたが、大学の大衆化の進行と女子学生の急増に伴い、大学人の潜在的な女性蔑視意識が表面化したのであった。さらには、本論文では触れなかったが女性教職員の問題も指摘しなければならない。早稲田大学での女性専任教員の最初の任用は五二年一月であり、法学部の一般教育の英語担当者であった。<sup>(4)</sup>専門科目を担当する女性専任教員の就任は六二年四月で、国語学、英文学を担当していた。<sup>(5)</sup>また女性教職員の数も少なく、職階も低い状況にあり、女性の教員・職員の困難な状況は六〇年代以降にも持ち越されていた。

ゆかわ・つきよし（早稲田大学名誉教授）

## 註

- (1) 中原賢次「女子専門学校」（文部省専門学務局『専門学  
校資料 上』一九五六年、二五九頁。
- (2) 別学制度が差別的教育の核心にあった点は、湯川次義  
『戦後教育改革と女性の大学教育の成立』（早稲田大学出版  
部、二〇二二年）六頁を参照されたい。
- (3) *GHQ/SCAP Records*, "Memorandum to Orr:Co-  
education" 29 August 1946. 国立国会図書館憲政資料室蔵  
<CIE(B)-02922-F1>。
- (4) 文部省『学校基本調査報告書 昭和29年度』七二頁。
- (5) 『学校沿革史の研究 大学編1』（野間教育研究所、二〇  
一三年）二四八頁。

- (6) 『大日本帝国文部省第六十九年報 上』(昭和十六年度、文部省)。
- (7) 湯川『戦後教育改革と女性の大学教育の成立』八二～八五、二二二～二二六頁など。
- (8) 高橋次義『早稲田大学における女子入学の経緯』『早稲田大学史記要』第八卷(一九七五年)、湯川次義『戦後の旧学制下における女性の大学教育の制度的成立に関する一考察』『早稲田大学史記要』第四四卷(二〇一三年)。
- (9) 「解説 女子入学許可制」『早稲田大学新聞』一九三九年三月一日、七面。
- (10) 『早稲田大学新聞』一九四六年三月一五日、二面。
- (11) 美濃部達吉『新憲法逐条解説』(日本評論社、一九四七年)六六頁。
- (12) 「学校教育法案(閣議請議)」『昭和二十二年一月/昭和二十七年四月 学校教育法 第一冊』国立公文書館蔵(3A-29-1-4)。
- (13) 湯川次義『近代日本の女性と大学教育』(不二出版、二〇〇三年)一四〇～一四二、一五〇～一五二、四三七～四三九頁。
- (14) *GHQ/SCAP Records, Report OF CONFERENCE*, 29 July 1946. (CIE(A)-02910-F8)。
- (15) 鈴木英一『日本占領と教育改革』(勁草書房、一九八三年)二七六、二七七頁。湯川『戦後教育改革と女性の大学教育の成立』二七六～二七九頁。
- (16) 鈴木、前掲、二七七頁。
- (17) Trainor, Joseph C. "Education Reform in Occupied Japan - Trainor's Memoir". Meisei University Press, 1983, Tokyo, Japan. 一四八頁。上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』(勁草書房、二〇〇七年)一五四頁。
- (18) 西村巖『教育基本法解説』日高第四郎『新教育基本資料とその解説』(学芸教育社、一九四九年)六四頁。
- (19) 教育法令研究会『教育基本法の解説』(国立書院、一九四七年)九二頁。
- (20) 『第九十二回帝国議会貴族院 教育基本法特別委員会議事速記録 第三号』(一九四七年三月二日)六頁。
- (21) 上村、前掲一五五～一五八頁。最終的に文部省は「男女共学についての参考資料」を四七年三月に完成させ、六月末に学校などに配付した(松尾恒雄『時代の反照』(文真堂、一九九二年)一六八頁)。
- (22) 『第五回国会衆議院 文部委員会会議録第八号』(一九四九年四月一九日)五頁。
- (23) 日高第四郎『教育改革への道』(洋々社、一九五四年)三二六頁。
- (24) これに関する同志社理事会の認識は、「現在日本の社会事情、家庭事情、本学園の設備等を考慮」すると女子大学も必要という点にあった「昭和二十三年四月実施予定同志社学制案」『同志社理事會記録 昭和22年度10月―3月』同志社社史資料センター蔵。

- (25) 湯川『戦後教育改革と女性の大学教育の成立』一四五～一四七頁。
- (26) 一九四九年設立の昭和女子薬科大学は翌五〇年に共学化している。
- (27) 「学則一部改正ノ件」『法政大学』国立公文書館蔵 (3)A 9-2-108)。
- (28) 例えば、北海道大学の大学制度審議会が一九四七年九月にまとめた「大学制度改革案」(北海道大学大学文書館蔵)や早稲田大学の「教育制度改革委員会」が新制大学について答申した記録でも、共学化をめぐるの論議は見出せない。
- (29) 「新学制の実施について」『自昭和二十二年 至昭和二十七年 四大学長懇話会記録 関西学院本部』関西学院大学大学院史編纂室蔵。
- (30) 上坂西三「男女共学に先鞭をつけよ」『早稲田大学新聞』一九四六年三月一日、二面。
- (31) 五唐勝「大学ができあがるまでの回想」『10年の歩み』(都立大学事務局)三〇頁。
- (32) その背景には、社会における別学校や特性教育への根強い支持も存在した。
- (33) 『名古屋市会史 第二巻』(名古屋市会事務局、一九五八年)九六一～九六二頁。
- (34) 『昭和二十二年 教育委員会記録』学習院アーカイブズ蔵。
- (35) 湯川『戦後教育改革と女性の大学教育の成立』七四二頁。
- (36) 同右、五一九～五二七頁。
- (37) 文部省調査局統計課『文部統計速報 6』一九四七年八月、二頁。
- (38) 湯川『戦後教育改革と女性の大学教育の成立』三二二頁。既述したように文部省の統計では、五四年度は共学校が一八四校であった。
- (39) 同右、八一七頁。
- (40) 上坂『早稲田大学新聞』一九四六年三月一日、二面。
- (41) 同委員会は、新制早稲田大学の具体案を検討し、四七年二月に建議書をまとめた。
- (42) 「昭和二十四年度 新制早稲田大学入学(第一年) 編入(第二、三年) 試験要項」。
- (43) 同右。
- (44) 塚本八重子『昭和女子大学生活』(現代思潮社、一九五四年)一九頁。
- (45) 「早稲田大学女子学部設立に関する建議書」『早稲田大学百年史 第四巻』一〇五〇、一〇五一頁。
- (46) 「女子志願者および入学者」『早稲田学報』六一四号(一九五一年九月)三五～三六頁。
- (47) 『昭和三十年版 文部省監修 全国学校総覧』(青葉書房、一九五五年)一三六四頁。
- (48) 『日本の教育統計 明治～昭和』(文部省、一九七一年)一九～二〇頁。
- (49) 『昭和三十年版 文部省監修 全国学校総覧』一三六四頁。
- (50) 湯川『戦後教育改革と女性の大学教育の成立』一〇七～

- 一一〇頁。
- (51) 「男子学生へ痛い批判」『帝国大学新聞』一九四六年六月一日、一面。
- (52) 『関西大学百年史 通史編上』（関西大学、一九九二年）一〇二六頁。
- (53) 「筆頭は文学部の卅三名」『早稲田大学新聞』一九四七年二月二十四日、一面。
- (54) 「立場こえた話し合い」『早稲田大学新聞』一九五三年二月九日・一六日、一面。
- (55) 「早大女子学生の会生る」『早稲田大学新聞』一九五四年五月五日、一面。
- (56) 「総長を囲んで女子学生の座談会開く」『学園新聞』一九四八年五月二十四日、一面。
- (57) *GHQ/SCAP Records, "Guidance of Women Students"*, 25 October 1948, <CIE(C)03640-F7>。
- (58) 「女生徒がみた男の学生」『毎日新聞』一九四七年三月四日、二面。
- (59) 湯川『戦後教育改革と女性の大学教育の成立』八一〇頁。
- (60) 「女の子は消耗品」『早稲田大学新聞』一九五五年九月二七日、四面。
- (61) 早稲田大学人事部による二〇二二年九月の調査。
- (62) 「秋枝一枝先生 略年譜」『論集』（アクセント史資料研究会）X、二〇一四年、一頁。